

## GFC 事務局からの連絡事項について

令和 6 年 4 月  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

### 1. 概要

GFC 関係省庁連絡会議準備会合（令和 6 年 2 月）以降に GFC 事務局からあった連絡事項について共有する。

### 2. 事務局からの各種連絡事項

#### （1）GFC 基金の執行委員選定に関する silent procedure の結果について

ICCM5 では、GFC の実施を支援するための「GFC 基金」の設立に関して、国連各地域の政府代表 2 名と、二国間および多国間ドナー、その他 GFC 基金への拠出者の代表で構成される、GFC 基金執行理事会を設置すること、並びに国際会議の各会期において、各国連地域の政府代表 2 名を、次の会期中の理事会に任命することを決定した。一方で、ICCM5 で執行理事会の選挙を行うには時間が足りなかったことを考慮すると、2026 年に開催が予定されている第 1 回国際会議で決定が下されるまで、基金の運用開始と資金の払い出し開始を支援するための解決策を特定することが重要であるため、暫定的に理事会の政府代表は現ビューロー・地域フォーカルポイントが務めることとする案について書面プロセスでの承認を求めていたところであり、最終的に案のとおり決定した旨の連絡があった。よって、アジア・太平洋地域のフォーカルポイントである環境省黒田課長補佐が上記に基づき執行委員を務めることとなる。

#### （2）測定可能性と指標に関する臨時公開グループ第 1 回会合

ICCM5 決議 V/9 に従い、測定可能性と指標に関する臨時公開グループ第 1 回会合が 2024 年 4 月 16 日（火）13:00-14:30（CET）（第一セグメント）、2024 年 5 月 14 日（第二セグメント）に開催される予定。このグループは、GFC の附属書 III に向けた測定可能性の構成と指標案の最終化に向けた提言を作成することを目的として設立されるもの。GFC の附属書 III 策定を主導した立場として、環境省も参加する予定。

<https://unep.webex.com/weblink/register/r952f68e77b62526cec4809eea81ef73f>（参加登録リンク）

#### （3）その他

ジェンダー行動計画。ナショナルフォーカルポイントガイドラインへの照会に対して適宜対応。

以上